

# 《新冠町プレミアム付商品券》

～購入引換券の申請受付中～

消費税率引上げが家計に与える影響を緩和することなどを目的に、新冠町プレミアム付商品券を販売します。

## 商品券の販売開始時期

令和元年10月1日（火）から  
※購入には引換券が必要で、役場にて申請受付中です。



## 商品券の額面

一人につき、**最大2.5万円分の商品券を2万円で購入可能！**《25%もお得に購入できます。》

### 対象者

※以下のどちらか一つに該当する方が対象です。

- (1) 令和元年度住民税が課税されていない方 ※申請が必要  
ただし、下記に該当する方は除きます。
  - ・住民税が課税されている方に扶養されている方
  - ・生活保護を受給している方 等
- (2) 平成28年4月2日～令和元年9月30日までに生まれたお子さんがいる世帯の世帯主 ※申請は不要



～お問合せ先～  
新冠町役場町民生活課  
0146-47-2112



ご注意

- 非課税の方宛に、事前に申請書などは郵送されません。購入を希望される場合は、役場にて申請をお願いします。
  - 申請期間を過ぎると、引換券の発行や商品券の購入が出来なくなります。希望される方は、必ず期間内にお願いします。
  - 商品券には使用期限があり、未使用の場合は返金されませんのでご注意願います。また、使用時にお釣りも出ません。
  - 引換券や商品券は再発行できません。また、たばこ、プリペイドカード、税金などの支払いには使用できません。
  - 非課税の方は、平成31年1月1日時点で住民票のある市町村で申請が可能です。
  - 令和元年度の町民税が「課税されていない方」が対象となります。所得の申告をされないと対象かどうかの判断がつきませんので、申請前に申告を済ませるようにして下さい。
  - 平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子さんがいる世帯の世帯主の方は、令和元年6月1日時点の住民票がある市町村で購入が可能です。申請は不要です。
  - 取扱商店等は町内において利用できるよう検討しています。取扱商店等が決まりましたら、改めてお知らせします。
  - 振り込め詐欺や個人情報の詐欺にご注意下さい。

## ＜購入パターンの例＞

例 1) 夫婦2人の世帯で2人とも非課税者の場合

2万円×2人分=4万円で、最大5万円分の商品券が購入可能

例2) 夫婦2人、2歳と0歳の世帯で、4人とも非課税者の場合

非課税者分で4人分、子育て世帯分として子ども2人分が対象

2万円×6人分=12万円で、最大15万円分の商品券が購入可能

例3) 夫婦2人、2歳と0歳の世帯で、世帯主が課税者の場合

非課税者分は対象外。子育て世帯分として子ども2人分が対象

2万円×2人分=4万円で、最大5万円分の商品券が購入可能